

鹿屋市いのち支える自殺対策推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市いのち支える自殺対策推進委員会設置要綱（平成30年鹿屋市告示第179号）
の一部を次のように改正する。

第5条第6項第3号を次のように改める。

(3) 税務課長

第5条第6項中第15号を第17号とし、第10号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第9号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) こども家庭課長

第5条第6項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 市民課長

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。